

## 第5章 計画推進にあたって

### 1 情報発信力の強化

高齢者向けの住宅施策や住情報を広く周知するには、インターネットを利用できない状況にある高齢者にも情報を伝える取組が重要です。

そのため、ワンストップ窓口の設置、リーフレットの作成などを進めます。

また、安心ネットと地域包括支援センターや社会福祉協議会などと更なる連携・協力を進め、情報発信を行います。

### 2 市町村との連携

地域に応じた住宅施策を展開するためには、県民に身近な市町村の役割は特に重要です。

県は市町村間をつなぐネットワークを通して、県内外の住情報の提供や共有を進めます。

また、市町村が地域に応じた高齢者の住まいに関する課題に対応するため、市町村高齢者居住安定確保計画の策定を希望する市町村に対して、助言などの支援を行います。

### 3 民間事業者などとの連携

住まいや生活支援サービスに関する様々なニーズに対応するには、民間事業者などによる新たな市場の形成や、NPO、自治会、社会福祉協議会などの地域主体による「共助」による支え合いの取組を支援することが重要です。

そのため、「埼玉県住まいづくり協議会」や「安心ネット」などのネットワークをさらに拡充・発展し、様々な施策を展開していきます。

### 4 分野を横断した総合的な取組

地域包括ケアシステムを構築するためには、住まいを基本として、医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスの充実が必須であり、従来の住宅政策の枠に収まらない社会システムの構築が求められています。

こうした住宅施策と関連の強い医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスを担う部局との連携施策を充実させ、庁内一体となって目標の達成に向けて取り組みます。